

岡崎市工事発注基準

1 岡崎市工事発注基準の趣旨

岡崎市の行う建設工事の競争入札において、入札参加機会の公平性、公正性の確保と事務の標準化及び簡略化に資するため、この基準を定める。

2 岡崎市工事発注の基本方針

市内業者の育成と地域経済の振興のために、市内業者の優先発注に努める。

3 入札制度の分類と適用範囲

入札制度ごとの適用範囲は、次のとおりとし、発注課の長は工事ごとの技術的難易度等を勘案し、適用順位に沿って入札制度を決定するものとする。

適用 順位	入札制度	適用範囲
1	簡易型 一般競争入札	技術的難易度が標準的又は平易な工事を対象とする。入札参加条件は、別表1のとおりとし、入札参加者審査委員会の審査は免除する。
2	条件付 一般競争入札	技術的難易度が高い場合又は設計金額が簡易型の範囲にない工事を対象とする。品質の確保と競争性に配慮した入札参加条件を発注課の長が提案し、入札参加者審査委員会の審査により決定する。
3	指名競争入札	相当に高い技術力を必要とする工事で、その工事を履行するために必要な能力を有する者が限られる工事を対象とする。

4 入札参加条件の設定

入札制度ごとの入札参加条件の詳細は、次のとおりとする。

(1) 簡易型一般

- ア 地区区分 市内業者（岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者）に限る。
- イ 評価値 別表1による。
- ウ 技術者 発注工事の業種区分に対応する技術者を、建設業法に従い配置できる者であることを審査する。
- エ 施工実績 次の条件を求めることとする。

「〇〇※¹工事の施工実績があること。

ただし、令和2年1月1日※²以降に完成させた公共工事に限るものとし、工事成績が通知されていないもの及び65点未満のものは、施工実績とはみなさない。」

※1 〇〇は、発注業種。ただし、次の発注業種については、関連する業種の施工実績で入札に参加させることができるものとする。

発注業種	施工実績として認める業種
とび・土工、浚渫、造園の3業種	土木一式工事
大工、屋根、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具の8業種	建築一式工事

電気通信の1業種	電気工事
解体の1業種	土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事のうち、解体又は撤去を主とした工事

※2 施工実績は、過去5ヶ年分を認定するものとし、令和7年度中は「令和2年1月1日」とする。

文例（発注業種が「内装仕上工事」の場合）

「内装仕上工事又は建築一式工事の施工実績があること。

ただし、令和2年1月1日以降に完成させた公共工事に限るものとし、工事成績が通知されていないもの及び65点未満のものは、施工実績とはみなさない。」

※3 板金、ガラス、塗装、建具に関しては、経営事項審査結果通知書（価格競争においては開札日から、総合評価方式においては入札参加申請締切日から遡って、1年7か月以内の日を審査基準日とするもの）における、当該業種の2年または3年の平均工事完工高が予定価格の2倍以上（もしくは予定価格の1.5倍以上）あることで、施工実績に代えることができる。

文例（発注業種が「ガラス工事」の場合）

「ガラス工事又は建築一式工事の施工実績があること。

ただし、令和2年1月1日以降に完成させた公共工事に限るものとし、工事成績が通知されていないもの及び65点未満のものは、施工実績とはみなさない。また、ガラス工事においては、経営事項審査結果通知書（価格競争においては開札日から、総合評価方式においては入札参加申請締切日から遡って、1年7か月以内の日を審査基準日とするもの）における、当該業種の2年または3年の平均工事完工高が予定価格の2倍以上（1.5倍以上）あることで、施工実績に代えることができる。」

予定価格	平均完工高
4,500万円未満	予定価格の1.5倍以上
4,500万円以上	予定価格の2倍以上

(2) 条件付一般

- ア 地区区分 品質の確保と競争性に配慮し、設定する。（イ及びエの条件とのバランスを考慮する。）
- イ 評定値 工事の予定価格及び工事期間を勘案し、完成にかかる資力に乏しい者の入札参加を制限する値を設定する。（評定値は、準市及び市外業者は経審のみ、市内業者は、プラス岡崎市主観点であることに注意する。）
- ウ 技術者 発注工事の業種区分に対応する技術者を、建設業法に従い配置できる者であることを審査する。
- エ 施工実績 工事の技術的難易度を勘案し、設定する。（特に設定する必要がない場合は、簡易型一般と同じ条件にする。）

※1 条件設定について

上記アからエの条件を設定する場合、入札参加可能業者数が20者以上あることが望ましい

が、最低でも指名競争入札の業者選定数を超えるように設定すること。ただし、アの地区区分において、市内業者のみの設定で指名競争入札の業者選定数を超えない場合又は、技術的難易度や施工規模等により、市内業者では対応できない場合は、準市内又は市外業者まで範囲を拡大するものとする。

※2 総合評価方式の工事の入札参加条件について

総合評価方式は、入札参加者の技術的能力の違いを評価点数の多寡に置き換え、価格との総合的な評価で落札者を決定する方式であり、一般競争入札（自由競争）によって不良不適格業者が参入し落札することを抑制する効果がある。

総合評価を運用するにあたり、必要以上に高い入札参加条件（参加者を絞り込み過ぎる条件）は、総合評価の趣旨に反することを念頭に、事案ごとに適切な条件を設定することとする。施工実績において規模、金額を条件とする場合は、入札案件の1/2以下を目安とする。

(3) 指名競争

相当に高い技術力を必要とする工事で、その工事を履行するために必要な能力を有する者が限られ、適格者が指名競争入札の業者選定数以下になる場合は、指名競争入札に付すことを入札参加者審査委員会において案件ごとに審査するものとする。

5 施工実績のない者の入札参加（施工実績特例制度）

工事の品質を確保するため、施工実績があることを入札参加条件とするが、下表に規定する金額未満の工事は、実績のない者も入札に参加することができることとする。

この制度を利用して落札した場合、工事を完成し引き渡しをするまでの間は、他の工事の入札で特例を受けることはできない。

金 額	業 種
500万円未満	土木・舗装・水道
1,000万円未満	上記以外の業種（建築・とび・電気・管・塗装・防水・内装 等）

6 総合評価方式について

総合評価方式の、適用金額を土木一式工事、建築一式工事は8,000万円以上、その他の工事は6,000万円以上とする。適用にあたり、発注課の長は、当該工事の特性（規模、工事内容、技術的な工夫の余地等）に応じ、次の4つの型式から適切な型式を選定するものとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模が小さい工事に適用し、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力、企業の社会的活動等と価格を総合的に評価する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、簡易な施工計画、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力、企業の社会的活動等と価格を総合的に評価する。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するために、周辺環境や交通への影響、安全対策、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格と総合的に評価する。

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るために、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から

高度な技術提案を求め、価格と総合的に評価する。

7 配置予定技術者の手持ち工事の制限

(1) 請負金額及び本数による制限

建設業法による工事現場の技術者専任対象の案件（請負金額4,500万円以上、建築一式工事の場合は9,000万円以上）以外であっても、一人の技術者の手持ち工事が、下記の条件をすべて満たした場合は、新たな工事の落札者にはなれないものとする。

- ・手持ち工事の請負金額の合計が4,500万円以上（建築一式工事のみの場合は9,000万円以上）になった場合
- ・手持ち工事の本数が3本（建築一式工事のみの場合は2本）になった場合

※1 手持ち工事は公共工事を対象とする。

※2 請負金額とは当初請負金額を適用し、変更契約後の金額は考慮しない。また随意契約はすべて手持ち工事の対象外とする。

(2) 工事成績不良による制限

工事成績65点未満の工事を担当した、主任技術者又は監理技術者は、「工事成績評価に係わる警告書」の通知日から1年間、建設業法による工事現場の技術者専任対象の案件以外であっても、2本以上の主任技術者の兼務を制限する。

8 分割工事における入札の取扱について

1つの工事を中小建設業者の受注機会の確保、工期の確保等の理由により、2つ以上に分割して同日に入札を執行する工事（分割工事）は、請負業者が同一とならないようにする。そのため、分割工事の1つを落札した場合、他の工事の落札者になれない旨を公告時又は指名通知時に明示する。

9 発注基準表の変更点等

(1) 評価値条件の変更

別表1「発注基準（簡易型一般）」の価格設定及び評価値条件を一部見直す。

10 基準の適用日

この基準は、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用する。